

	問1 障害児に対する実施状況を教えてください				問2 対象となる障害種別と、対象となる要件を教えてください									
	18歳以上と同様の内容で実施している	独自の内容で実施している	その他	その他の内容	身体障害児	対象となる要件	知的障害児	対象となる要件	精神障害児	対象となる要件	難病児童	対象となる要件	その他	対象となる要件
八王子		○			○	中学生以上（視覚障害を事由とした身体障害者手帳の交付を受けている者に限る）	○	中学生以上	○	中学生以上		中学生以上 直接的に○としていないが、市長が特に必要と認める者で判断	○	中学生以上 発達障害者、市長が特に必要と認める者
立川			○	基本は同様だが、児童については保護者が緊急やむを得ない事情により通学に付き添えない場合においても利用を認めている。	○	小学生以上	○	小学生以上	○	小学生以上	○	小学生以上	○	発達障害、小学生以上
武蔵野	○				○	小学生以上かつ身体障害者手帳1・2級（肢体）で全身性障害を有する者（重度訪問介護対象者を除く）	○	小学生以上かつ愛の手帳所持者	○	小学生以上かつ精神障害者保健福祉手帳所持者				
三鷹	○		○	原則、小学生以上	○	ア 視覚障がい障がい程度が1級から6級までのいずれかに該当する者 イ 肢体不自由の障がい程度が1級に該当し、両上肢及び両下肢の機能障がい有する全身性障がい者（児）	○	東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）に基づき愛の手帳の交付を受けた知的障がい者（児）	○	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳交付を受けた精神障がい者（児）			○	市長が必要と認める者
青梅	○				○	青梅市の区域内に住所を有する学齢以上の方、障害者施設等利用者で単独での移動が困難であり支援を必要とする方	○	青梅市の区域内に住所を有する学齢以上の方、障害者施設等利用者で単独での移動が困難であり支援を必要とする方	○	青梅市の区域内に住所を有する学齢以上の方、障害者施設等利用者で単独での移動が困難であり支援を必要とする方	○	青梅市の区域内に住所を有する学齢以上の方、障害者施設等利用者で単独での移動が困難であり支援を必要とする方		
府中	○				○	小学生以上、視覚障害	○	小学生以上	○	小学生以上			○	小学生以上、高次脳機能・発達障害
昭島		○			○	小学生以上で、視覚障害で身体障害者手帳の交付を受けている者（同行援護の対象とならない者）	○	小学生以上で、愛の手帳の交付を受けている者（行動援護の対象とならない者）	○	小学生以上で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（行動援護の対象とならない者）				
調布	○		○	単独で通学すること及び保護者等が就労、障害、病気等から通学に付き添うことが困難である場合において、条件に該当する児童の移動支援を実施している。	○	小学校1年生以上。肢体不自由児で、両上肢と両下肢機能ともに1級か2級、体幹機能1級か2級、乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害で両上肢と両下肢ともに1級か2級。	○	小学校1年生以上。知的障害の診断を受けた方。医師の診断があれば愛の手帳がなくても申請可能。	○	小学校1年生以上。精神障害者保健福祉手帳の交付もしくは自立支援医療受給者証の交付を受けている方。	○	小学校1年生以上。難病等の診断を受けた方で、単独での外出が困難で移動に支援が必要な方。	○	高次脳機能障害、発達障害の診断を受けた方で、医師の意見書等に移動に支援が必要であるとの記述がある方。
町田	○		○	中学生以上が対象	○	肢体不自由の障がい程度が1級かつ両上肢及び両下肢の機能障がいがある方	○		○					
小金井	○				○	身体障害者手帳の交付を受けたものでその障害及び障害の程度が下記のいずれかのもの ①視覚障害 ②下肢・体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のいずれかを有し、その程度が1級又は2級	○	愛の手帳の交付を受けたもの又は療育手帳の交付を受けているもの	○	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者			○	左記要件に準ずるものとして市長が特に認めるもの（医師意見書により要件と同等の障害等があると認められるもの（難病児童含む））

	問1 障害児に対する実施状況を教えてください				問2 対象となる障害種別と、対象となる要件を教えてください									
	18歳以上と同様の内容で実施している	独自の内容で実施している	その他	その他の内容	身体障害児	対象となる要件	知的障害児	対象となる要件	精神障害児	対象となる要件	難病児童	対象となる要件	その他	対象となる要件
小平	○				○	「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」第1種で原則として車いす使用者に支給	○	愛の手帳（療育手帳）を所持している場合に支給						
日野		○			○	小学生以上、身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害を有する者又は下肢・体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害）を有する者	○	小学生以上、愛の手帳の交付を受けている者	○	小学生以上、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を受けている者			○	市長が必要と認める者
東村山	○				○	視覚障害・肢体不自由・学齢児以上	○	学齢児以上	○	学齢児以上				
国分寺		○			○	肢体不自由のうち両上肢1級かつ両下肢1級の身体障害者手帳の交付を受けている学齢以上の障害児	○	東京都知事の定める愛の手帳（他の道府県知事が定める同種の手帳等を含む。）の交付を受けている学齢以上の障害者等	○	1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている学齢以上の障害者等				
国立	○				○	市内に居住地又は現在地を有する障害者総合支援法第4条第1項及び第2項に規定する障害者等	○	市内に居住地又は現在地を有する障害者総合支援法第4条第1項及び第2項に規定する障害者等	○	市内に居住地又は現在地を有する障害者総合支援法第4条第1項及び第2項に規定する障害者等	○	市内に居住地又は現在地を有する障害者総合支援法第4条第1項及び第2項に規定する障害者等		
福生	○				○	身体障害者手帳を取得している方	○	愛の手帳を取得している方	○	精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療制度利用者、精神科入院歴がある方、精神疾患を診断されている方	○		○	家族等支援者の状況や関係機関からの情報、主治医（診療科は問わない）の意見書を提出していただき、支給対象となるか総合的に判断している。
狛江	○				○	視覚障害、または肢体不自由1級・2級	○		○		○	診断書等により身体障害児と同程度の障害を有し、屋外での移動に困難が認められること。		
東大和		○			○	身体障害者手帳を所持する学齢児以上。	○	愛の手帳等の所持の有無を問わず、学齢児以上。	○	精神障害者手帳の所持の有無を問わず、学齢児以上。				
清瀬		○			○	屋外での移動に困難がある学齢児童以上の障害児（肢体不自由の程度が両上肢1級かつ両下肢1級又は体幹機能障害1級の身体障害者手帳の交付を受け、車いすでの単独移動が困難なもの）	○	屋外での移動に困難がある学齢児童以上の障害児	○	屋外での移動に困難がある学齢児童以上の障害児（独自のチェックシートにより該当となったもの）			○	屋外での移動に困難がある学齢児童以上の障害児 手帳未取得者、発達障害者、高次脳機能障害者も可（独自のチェックシートにより該当となったもの）
東久留米		○			○	小学生以上／身体障害者手帳の交付を受けている同行援護を利用していない視覚障害者／身体障害者手帳の交付を受けている両上肢1級及び両下肢1級又は体幹1級の障害があり、車いすでの単独移動が困難な者	○	小学生以上／愛の手帳の交付を受けている者	○	小学生以上／精神障害福祉手帳の交付を受けている者			○	小学生以上／18歳未満の児童で手帳を所持していない場合は、知的障害又は精神障害の確認できる診断がされている者。

	問1 障害児に対する実施状況を教えてください				問2 対象となる障害種別と、対象となる要件を教えてください									
	18歳以上と同様の内容で実施している	独自の内容で実施している	その他	その他の内容	身体障害児	対象となる要件	知的障害児	対象となる要件	精神障害児	対象となる要件	難病児童	対象となる要件	その他	対象となる要件
武蔵村山	○				○	小学生以上。視覚障害児。肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち1級に該当する障害児であって体幹、脳原性（移動）若しくは下肢のいずれかの機能の障害を有するもの又はこれに準ずる障害児	○	小学生以上	○	小学生以上	○	小学生以上。身体障害児の要件と同等の障害がある場合		
多摩		○			○	小学生以上、身体障害者手帳1・2級（下肢又は体幹機能障害）の方で、外出に車いすが必要な方	○	小学生以上、愛の手帳（療育手帳）を所持している方	○	小学生以上、精神障害者保健福祉手帳を所持している方	○	小学生以上、特定医療費（指定難病）受給者証を所持している方	○	小学生以上、手帳を不所持でも発達障害等が診断書により判断できた方
稲城		○					○	年度中に原則満13歳以上となる者	○	年度中に原則満13歳以上となる者				
羽村			○	小学4年生未満については原則不支給。小学4年生以上については、18歳以上と同様の内容。	○		○		○		○			
あきる野			○	18歳以上の対象者と同様の内容で実施しているが、時間の制限だけ異なる。	○	手帳の交付を受けている者若しくは交付が見込まれる者	○	手帳の交付を受けている者若しくは交付が見込まれる者	○	手帳の交付を受けている者若しくは交付が見込まれる者又は医師の診断書により精神障害が認められる者	○	医師の診断書により認められる者	○	医師の診断書により高次脳機能障害が認められる者
西東京			○	・支給量が違う（児童：月16時間 夏期休暇期間（7・8月）について、 上乗せ 月10時間） ・単価については、障害者・児との違いはなし	○	就学児以上の障害児	○	就学児以上の障害児	○	就学児以上の障害児	○	就学児以上の障害児		

	問3 事業の対象となる外出について、利用目的として認めているものを教えてください（複数回答可）。また、事業の対象とならない利用目的について、併せて教えてください。						問4 利用時間や回数について、制限の有無及び内容を教えてください。			問5 利用者の自己負担について、負担の有無及び内容を教えてください			
	社会生活上必要不可欠なもの（行政の手続き、生活必需品の買い物等）	余暇活動など社会参加	通院	通学、通所等	その他	その他の内容	事業の対象とならない利用目的	有	無	具体的な内容	有	無	具体的な内容
八王子	○	○			○	突発的・一時的な通院	通勤・営業活動などの経済活動に係る外出、通学、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出	○		満15歳以上の者 30時間/月 中学生等 10時間/月	○		◇負担なし 市町村民税世帯非課税世帯及び生活保護世帯 ◇3%負担 市民税課税世帯のうち 18歳以上の場合⇒市民税所得割額が16万円未満（本人及び配偶者所得） 18歳未満の場合⇒市民税所得割額が28万円未満（世帯単位所得） ◇10%負担 市民税課税世帯
立川	○	○			○	保護者の体調不良等により、緊急やむを得ないと判断される障害児の通学	○付添人を伴う外出 ○通年かつ長期にわたる外出 ○営業活動に係る外出 ○宿泊を伴う外出 ○前記の他、市長が不適当と認めるもの	○		○小学生15時間/月 ○中学生・高校生20時間/月 ○18歳以上の知的・精神障害者25時間/月 ○視覚障害者50時間/月 ○身体手帳1・2級の肢体不自由者10時間/月	○		○住民税課税世帯1割負担 ○住民税非課税世帯・生活保護受給世帯は利用者負担なし
武蔵野	○	○	○				社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際に移動支援が必要な場合の利用とする。 原則として1日の範囲で用務を終えることができる利用とする。 経済的活動に係る外出、通学・通所等の通年かつ長期にわたる外出、宗教活動その他社会通念上適用することが適当でないと認められる外出には利用できない。 *なお、通学については、次のいずれかに該当する場合は事前に市に相談し、認定があれば利用できる。 ・ひとり親で就労して通学支援ができない場合・保護者が疾病で通学支援ができない場合・保護者が出産や入院などで一時的に通学支援ができない場合	○		知的障害児 … 小学生年間240時間の範囲内 中学生・高校生年間260時間の範囲内 全身性障害児 … 年間240時間の範囲内 精神障害児 … 月20時間の範囲内（必要と認められる期間）	○		生活保護世帯：負担なし 市民税非課税世帯：負担なし 市民税課税世帯：費用の10%を負担 ※利用者負担を判断する世帯は、障害者は本人と配偶者のみ、障害児は世帯全体の合算
三鷹	○	○	○				原則、通学、通所、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出その他市長が適当でないと認める外出については、対象としない。	○		【知的障がい者】：小学校1～3年生 おおむね10時間/月 ：小学校4～6年生 おおむね15時間/月 ：中学生～高校生 おおむね20時間/月 ：18歳以上 おおむね25時間/月 【その他の障がい者】：必要な時間数	○		1割負担・上限月額37,200円、生活保護対象世帯・住民税非課税世帯は0円
青梅	○	○					「通学、通所等」、「通院」…通年、長期にわたる外出を行う場合は非該当 「通勤」…通勤、営業活動等にかかる外出を行う場合は非該当		○				課税世帯（1割負担） 上限：37,200円(所得に応じて) 上限：4,600円(所得に応じて) 生活保護対象世帯・住民税非課税世帯：0円
府中	○	○			○	公益を目的とした外出（行政主催の委員会等）	・他の公的制度で移動のための支援が行われている外出（通院・官公庁への手続き等） ・通勤や就業など経済活動にかかわる外出 ・通園・通学・通所など通年かつ定期的に行う外出 ・社会通念上適当と認められない外出 等	○		小学生20時間/月、中学生以上30時間/月 ※要件を満たす場合、時間数の加算あり	○		1割負担・上限9,300円、生活保護世帯・市民税非課税世帯は0円
昭島	○	○					・通勤、通学その他通年又は長期にわたり継続する外出 ・営利目的等の活動に係る外出 ・1日を超える外出 ・社会通念上必要と認められない外出	○		・小学生 8時間/月 ・中学生 12時間/月 ・高校生 16時間/月 ※夏季休暇時、7月は10時間、8月は20時間を加算する。	○		・原則1割負担 ただし、生活保護世帯・非課税世帯は0円。 保護者の属する世帯の市民税所得割が28万円未満の場合は、自己負担上限は、4,600円/月、 市民税所得割が28万円以上の場合は、自己負担上限は、37,200円/月。
調布	○	○	○		○	通学については、条件に該当する児童について認めている。	・就労のための通勤、営業活動等の経済活動、恒常的な利用となる通学（一部は利用可）、通所、通園等の外出は認めていない。 ・プールやスポーツ、遊戯などの相手をするための利用はできない。	○		小1～小3 10時間 小4～小6 15時間 中1～高3 20時間	○		1割負担 世帯の課税状況に基づき、負担割合の軽減と負担上限月額の設定をしている。 生活保護・非課税世帯 負担割合は0パーセント、上限月額0円 均等割のみ課税世帯 負担割合は3パーセント、上限月額37,200円 所得割課税世帯 負担割合は10パーセント、上限月額37,200円
町田	○	○	○				就労のための通勤、営業活動等の経済活動、恒常的な利用となる通園、通学、通所など。	○		20時間/月		○	
小金井	○	○					原則として、通学、通所、通園又は通勤、営業活動等の経済活動に係る外出その他市長が適当でないと認めた場合は、対象としないが、臨時的・短期的な通学、通所、通園は対象とする。 また、通学については、緊急・一時的な場合は対象とすることができる。	○		小学生10時間/月、中学生15時間/月、高校生及びそれに準ずる児童20時間/月	○		基本単価：1,000円/30分、時間外加算：基本単価×1.25/30分以下記割合を乗じた額 市町村民税所得割額3万3千円以上世帯90/100、市町村民税所得割額3万3千円未満世帯95/100、市町村民税非課税世帯100/100、生活保護対象世帯100/100

	問3 事業の対象となる外出について、利用目的として認めているものを教えてください（複数回答可）。また、事業の対象とならない利用目的について、併せて教えてください。						問4 利用時間や回数について、制限の有無及び内容を教えてください。			問5 利用者の自己負担について、負担の有無及び内容を教えてください			
	社会生活上必要不可欠なもの（行政の手続き、生活必需品の買い物等）	余暇活動など社会参加	通院	通学、通所等	その他	その他の内容	事業の対象とならない利用目的	有	無	具体的な内容	有	無	具体的な内容
小平		○					① 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出 ② 通年かつ長期にわたる外出 ③ 政治活動に係る外出 ④ 宗教活動に係る外出 ⑤ 社会通念上適当でない外出	○		肢体不自由児 中学生は月15時間、高校生は月20時間 知的障がい者（児） 小学生は月10時間、中学生は月15時間、それ以外は月20時間	○		1割負担・上限37,200円、生活保護対象世帯・住民税非課税世帯は0円
日野	○	○					・通勤・通学等の通年かつ長期にわたる外出のとき。 ・営業等の経済活動に係る外出のとき。 ・介護保険法第8条第2項に規定するサービスによる外出のとき。 ・その他、社会通念上不適当と認められる外出のとき。	○		小学生10時間/月、中学生15時間/月、それ以上は30時間/月	○		1割負担・上限額なし、生活保護対象世帯・住民税非課税世帯は0円
東村山	○	○			○	一時的な訓練		○		知的障害児・精神障害児・・・30時間/3か月 視覚障害児・肢体不自由児・・・36時間/3か月 ※その他、個別の状況により、上限支給量の勘案を行っている。	○		保護者と15歳以上の同居家族について、課税の場合・・・1割負担・上限4,600円・上限37,200円 非課税・生活保護の場合・・・自己負担なし
国分寺	○	○	○				・通年かつ継続的に通うもの（学校、施設等） ・通勤、経済活動を伴うもの	○		小学1年生から小学3年生 13時間/月 小学4年生から中学3年生 17時間/月 満15歳に達した翌年度の4月から満18歳の誕生日まで 22時間/月 満18歳の誕生日の翌月以降 25時間/月	○		1割負担 1回の利用ごとに最初の2時間まで 260円/時間 1回の利用ごとに3時間以降 210円/時間 ※生活保護対象世帯・住民税非課税世帯は0円
国立	○	○		○			・通院等 ・通勤等の移動に伴う外出 ・営業等の経済活動に係る外出 ※利用目的ではないが、・集団利用、・車使用は不可としている。	○		小学生 低学年25時間/月 中学年30時間/月 高学年35時間/月 中学生 40時間/月 高校生 45時間/月	○		1割負担 生活保護対象世帯・住民税非課税世帯：0円 住民税課税世帯（所得割28万円未満）：上限4,600円 住民税課税世帯（上記以外）：上限37,200円
福生	○	○					・一日の範囲で用務が終えないもの ・政治活動や宗教活動に係るもの ・ギャンブル・飲酒・遊興を目的とするもの 等	○		年齢要件はない。 支給量の目安としては10時間/月程度までとしている。ただし、家族等支援者の状況を考慮し、支給量を決定している。	○		1割負担がある世帯の場合、上限37,200円又は4,600円 生活保護や、住民税非課税世帯の場合、0円
狛江	○	○	○	○			(1) 経済活動、政治活動及び宗教活動のための外出 (2) 通年かつ長期にわたる外出 (3) 宿泊を伴う外出 (4) 社会通念上本制度を適用することが適当でないと認められる外出	○		小学生 8時30分から18時00分まで 10時間/月 中学生 8時30分から18時00分まで 15時間/月 高校生 8時30分から19時00分まで 20時間/月	○		1割負担・上限4600円または37,200円、生活保護対象世帯・住民税非課税世帯は0円
東大和	○	○					営業活動に係る外出や通年・長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出	○		障害児（6歳以上16歳未満）：通常の支給上限13.5時間/月。7月・8月の支給上限時間27時間/月（通常月の2倍の時間を上限とする）。 障害児（16歳以上18歳未満）：通常の支給上限時間15時間/月。7月・8月の支給上限時間30時間/月（通常月の2倍の時間を上限とする）。	○		サービスに要する費用の1割負担。ただし所得に応じて障害者総合支援法施行令第17条の規定と同様の負担上限月額を設ける。 ・生活保護世帯 0円 ・低所得1（市町村民税非課税世帯で年収80万円以下） 0円 ・低所得2（市町村民税非課税世帯で（2）以外の者） 0円 ・市町村民税課税世帯 37,200円 ・18歳未満の者で世帯の前年の市町村民税所得割額が28万円未満の世帯 4,600円 なお、障害者総合支援法の障害福祉サービスの支給決定を受けている方は、障害福祉サービスの負担上限月額が移動支援の負担上限月額となる。
清瀬	○	○	○	○			通院時の診療の立ち会い、医師への報告などの診療に関することは対象外。（ただし、義務教育終了前は通院自体を支援対象としていない） 通勤、営業活動等の経済活動、布教、政治活動を目的とする外出。 習い事、理髪店等における移動を伴わない時間は支援から除く。	○		小・中・高校生 1ヵ月あたり月20時間まで（ただし、7～9月までは、各月10時間増とする） 利用の範囲は、日帰りの範囲まで	○		課税世帯は、報酬単価の10%を自己負担する 月額上限負担額37,200円 非課税世帯及び生活保護世帯は、報酬単価の費用負担はなし。 ただし、いずれの世帯も、移動に伴う交通費やイベント参加費等について、同行する移動支援従事者分を負担する。
東久留米	○	○					原則、長期的かつ定期的な通学・通所の利用は認めていませんが、慣れるまでの一定期間の通学・通所への利用は可能です。日常的な買い物のみを目的とした場合も原則認めていません。	○		小学生10時間/月、中学生以上20時間/月 原則日帰りの範囲。（小学校・中学校・高校に在学中の方は、7月～9月の夏季利用期間には10時間加算あり） ただし、4月～6月・7月～9月・10月～12月・1月～3月の各3か月の範囲内であれば、時間の繰り越し可。	○		課税世帯（1割負担）/住民税非課税世帯（無料）/生活保護世帯（無料） ただし、時間の上限を超えたものは自己負担。

	問3 事業の対象となる外出について、利用目的として認めているものを教えてください（複数回答可）。また、事業の対象とならない利用目的について、併せて教えてください。						問4 利用時間や回数について、制限の有無及び内容を教えてください。			問5 利用者の自己負担について、負担の有無及び内容を教えてください			
	社会生活上必要不可欠なもの（行政の手続き、生活必需品の買い物等）	余暇活動など社会参加	通院	通学、通所等	その他	その他の内容	事業の対象とならない利用目的	有	無	具体的な内容	有	無	具体的な内容
武蔵村山		○			○	特別支援学校に在学する障害児で、保護者又は家族の就労、病気、出産等の理由により、下校時の送迎が困難であると認められる場合に限り、1日当たり30分を限度に支給する。	通年かつ長期にわたるもの（通園、通学、通所等） 居宅家事援助や通院等介助等で支給できるもの（日用品等の買い物、通院等） 経済的活動に係る外出通勤、営業活動等 政治活動及び宗教活動に係るもの 公的サービスを利用することがふさわしくないもの（ギャンブル、飲酒を目的とする場所等） 保護者の都合や仕事による預かり行為	○		障害者と同等の時間を支給している。支給基準があり、月の上限時間数があるが、公表はしていない。	○		1割負担・住民税課税世帯の市民税所得割28万円未満は上限4,600円、市民税所得割28万円以上は上限37,200円、生活保護対象世帯・住民税非課税世帯は0円
多摩	○	○					・経済活動・収益を得るための活動への移動支援 ・社会通念上不適切と考えられる移動支援（ギャンブル等）	○		・高校生（年齢に関係なし） 20時間/月 以内 ・中学生・小学生（5・6年生） 10時間/月 以内 ・小学生（1～4年生） 5時間/月 以内	○		・市民税課税世帯は、事業費の1割を負担。 （問2の知的障害児、精神障害児、その他の対象者に該当する方：30分 100円、問2の身体障害児に該当する方：30分 150円） ・市民税非課税世帯・生活保護世帯は無料。
稲城	○	○	○		○	通院の場合も、病院の入口までとしている。	・通勤、通学等の通年かつ長期にわたる外出のとき。 ・営業等の経済活動に係る外出のとき。 ・介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第2項に規定するサービスによる外出のとき。 ・その他社会通念上不適切と認められる外出のとき。	○		原則として月25時間を上限としているが、利用者が満18歳未満の場合、満18歳の誕生日の前日の属する月の前月までは、利用時間の上限を原則として月15時間とする。	○		利用者（利用者が満18歳の誕生日の前日の属する月の前月までは、その保護者）が課税世帯の場合は1割負担。生活保護受給世帯・市民税非課税世帯の場合は0円
羽村	○	○	○				1 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出を行う場合 2 通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を行う場合 3 原則として1日の範囲で用務が終えない外出を行う場合	○		非公表	○		障害者総合支援法施行令第17条第1項第1号に規定する要件に該当する者 1割負担・上限37,200円 障害者総合支援法施行令第17条第1項第2号に規定する要件に該当する者 1割負担・上限9,300円 障害者総合支援法施行令第17条第1項第3号に規定する要件に該当する者 1割負担・上限4,600円 障害者総合支援法施行令第17条第1項第4号に規定する要件に該当する者 0円
あきる野	○	○			○	通所、通学等の訓練を行うことにより、一人で通所、通学等ができるようになると考えられる場合は、3か月以内の期間限定で移動支援を利用することができる。	通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出	○		小学3年生以下5時間/月 小学4年生以上25時間/月 夏休み特例で小学校1年生以上の児童・生徒・学生は、5時間増以内	○		1割負担・上限37,200円または4,600円、生活保護対象世帯・住民税非課税世帯は0円
西東京	○	○		○			営利を目的とした行為に関する外出、宗教的活動、政治的活動に関する外出 など	○		問1の回答と同様（支給量の違いあり）	○		生活保護世帯・市町村民税非課税世帯・・・利用者負担なし 市町村民税課税世帯・・・単価の10%負担